

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月8日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が保有する（〇〇神社）に関する資料及び関係書類全部（S11年に県社指定）に伴う関係書類） 総務課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年7月17日、実施機関は、本件請求に対して、公開請求に係る公文書を保有していないとして、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年7月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年3月31日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「本来あるべき書類と特定した中で、（県社）に関する書類としていのに、無いとは可笑しいので出せ」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関では、昭和26年に施行された宗教法人法に基づく宗教法人に関する業務を所管しており、公文書公開請求がなされた昭和11年の県社指定に伴う関係書類は

保有していない。

なお、県社とは宗教法人法成立前に存在していた、旧制度の神社の社格制度の一つで、第二次世界大戦後にはGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）による神道指令によって廃止された。

以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査請求人の反論要旨

審査請求人から提出された反論書には、「「当該公文書を保有していない。」「昭和11年の県社指定に伴う関係書類は保有していない。」と記載。～省略。GHQによる実施機関は、公文書を保有しておらずと記載しているが～、現在、神社に、建て看板に「昭和11年の県社指定」と記載されている看板がある中で、御霊（ミタマ）として「印」と記載されているので、あるべき歴史的書類であると主張する。」と記載されている。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年3月31日	諮問
令和7年4月23日 第1部会（第22回）	審議
同年 5月28日 第1部会（第23回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、〇〇神社が昭和11年に県社に指定されたことに伴う公文書のうち総務課において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、公文書公開請求書に基づき、上記の内容で本件請求に係る公文書を特定し、公文書が存在しないとして本件処分を行っているのに対し、審査請求人は審査請求書において、当該公文書が存在する旨を主張している。

以上を前提にすれば、本件請求に係る公文書についての実施機関と審査請求人の認識は一致しており、本件請求に係る公文書の特定について争いがなく、また、実施機関による本件公文書の特定を不合理とする事情も認められない。

2 本件請求に係る公文書の保有の有無について

宗教法人法（昭和26年法律第126号）は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的としており（第1条第1項）、宗教法人の宗教的事項と世俗的事項の機能のうち、世俗的事項に関してのみ規定し、憲法で保障された信教の自由と政教分離の原則が尊重され（同条第2項）、行政等は宗教上の事項について、調停や干渉を行ってはならないとされている（第85条）。

また、戦前の国家神道の時代は、社格制度によって国家が神社を格付けしており、県社はその格付けの一つであったが、GHQが発した、いわゆる神道指令によって、神社は国家管理を離れ、社格制度は廃止された。

総務課は宗教法人法の所轄庁の事務を行っており、同課において〇〇神社が昭和11年に県社に指定されたことに伴う公文書を保有する必要はないから、当該公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	